

2021年1月22日

一般社団法人 東京経営者協会
会 長 富 田 哲 郎 様

日本労働組合総連合会
東 京 都 連 合 会
会 長 杉 浦 賢 次



雇用対策等に関する緊急要請

貴団体の諸事業の推進ならびに会員への熱心な支援に深く敬意を表します。

また、日頃より連合東京の活動に対し、格段のご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染が長期化し、未だ収束の目途が立ちません。厚生労働省は本年1月7日、同年1月6日時点の同ウイルス感染拡大の影響による解雇・雇止め止めの累計人数（見込み含む）が、全国で8万121人、東京都では1万9318人になったと発表しました。さらに、本年1月に入り東京都内の一日の感染者数が2,000名を超え、政府は同月8日より東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県に「緊急事態宣言」を再発出しました。

今回の緊急事態宣言により、店舗の時短営業を要請された飲食業をはじめ、製造業、一部小売業、観光業等の多くの業種において、さらなる経営悪化や事業停止・倒産、解雇や雇止めの増加が懸念されます。

今後、労働者の雇用継続のため、企業における労働者の休業等による雇用維持とともに、新たに、企業間や業界団体間の連携による「失業なき労働移動」施策の強化が必要です。

つきましては、貴団体ならびに会員企業におかれましては、雇用調整助成金の特例措置や本年1月の通常国会以降に施行予定の産業雇用安定助成金など、国や東京都の各種制度を最大限活用した上で、下記の雇用対策等を講じられますようお願い申し上げます。

記

1. 大企業に比べて経営資源に乏しい中小企業や飲食業等の厳しい経営環境にある企業は、自力での雇用確保策や、業績悪化により止むを得ず解雇・雇止めを行う場合の従業員の再就職あっせんの実施が困難なため、これらの企業から離職した失業者が増加することが予想されます。雇用維持が困難な業種・企業（送り出し側）と人手不足が続く業種・企業（受け入れ側）が公的機関を通じて連携し、当該労働者を受け入れ側企業へとマッチングする仕組みを早急に構築し、当事者の希望に応じ且つ合意を前提とした在籍出向や転籍を行われますようお願いいたします。

2. 労働移動や新たな就労において職種や業態の変更を伴う場合、就労先企業での離職防止・職場定着のため、求職者に対して切れ目ない能力開発の機会を提供する必要があります。しかし、失業者の急増により、すでに公的な職業訓練では定員が埋まり、希望者が利用できない状況にあります。従いまして、求職者が未経験の職種や業態の企業に就労できるよう、必要なスキルを習得するための民間企業による職業訓練・研修カリキュラムの受講機会を拡充・周知されますようお願いいたします。

[拡充する研修の例]

- ITスキル向上
- 自動車運転の普通免許取得のための費用貸付制度（若年者向け）
- コミュニケーションスキル向上
- 介護職関連資格の取得
- スーパーマーケットの調理・加工業務の技術向上や調理師免許の取得

3. 新型コロナウイルス感染者数が増加する一方で、保健所や公設の医療施設の医療従事者の人手不足により、現場は過重労働となっています。関連の企業におかれましては、従事者の定期的な健康管理の実施、経験者を含む採用者数の増加、一時金の支給等による処遇改善の継続をお願いいたします。

未知のウイルスとの闘い、難局を乗り越えていくためには、公労使のベクトルを合わせていくことが最も重要です。

本要請の趣旨をご理解いただき、雇用の実施、継続をいただけますよう、よろしくお願い致します。

以 上